

令和 8 年 6 月 2 9 日

保護者各位

武蔵越生高等学校
補 助 金 担 当

「埼玉県父母負担軽減事業補助金」申請のご案内

標記の件についてご案内いたします。下記事項を確認の上申請をお進めください。

記

- 1. 補助対象・申請区分 同封のリーフレットにてご確認ください
- 2. 申請・提出について

提出対象者	全世帯 ・補助対象の要件を満たしていない世帯も「意向確認書 兼 申請調書」を記入し提出してください。
申請方法	「意向確認書 兼 申請調書」＋必要書類を揃えてご提出ください ・必要書類は別紙【提出書類】にてご確認ください。 ・本校に兄弟姉妹が在籍している場合でも、生徒 1 人につき申請書類が必要になりますので各々の書類をご提出ください。
提出場所	武蔵越生高等学校 事務部窓口 ・営業時間 8：00～17：00（学校休業日を除く） ・郵送で提出する場合は必ず追跡ができる形式（レターパック等）をご利用ください。また、郵送の場合は保護者の本人確認書類が必要になります。詳しくは別紙「マイナンバーの提出に御協力をお願いします」の裏面をご確認ください。
提出期限	令和 8 年 7 月 1 0 日（金）

3. 補助概要

下記はリーフレットを基に、本校の上限額をあてはめたものです。ご参照ください。
補助額は実際に負担した金額のみ対象となります。

【武蔵越生高等学校版】

入学生	223,000円（1年生のみ）		100,000円(1年生のみ)	
施設費等 ・施設維持費 ・冷暖房費 ・施設費(1年生のみ)	1年生 226,800円 2年生 106,800円 3年生 96,000円	1年生 200,000円 2年生 106,800円 3年生 96,000円		
補助区分	生活保護・家計急変	基準①	基準②	対象外
	※基準①の区分に該当する2、3年生の場合、基準①・家計急変のどちらに認定されても補助額が変わらないため基準①で申請してください。			
(目安年収)	約500万円		約609万円～	

【提出書類】 ●→必ず提出 ○→該当する場合は提出

補助区分 区分①・区分②・生活保護世帯・申請しない世帯はこちら

書 類 名	補 足 事 項 － 必ずお読みください －	基準① 基準②	生活保護 世帯	海外	申請しない 世帯
意向確認書 兼 申請調書		●	●	●	●
世帯全員の住民票	世帯全員分（続柄あり・マイナンバーなしのもの） ・令和8年4月以降に発行されているもの ・外国籍の場合、国籍・在留資格等の区分の記載があるもの ・保護者が県外に単身赴任の場合、住民票の余白に「単身赴任」と記入する。単身赴任の保護者の住民票は提出不要。	●	●	●	
個人番号カード（写）等貼付台帳 ※Ⅰ	親権者全員の個人番号カードの写し、または通知カードの写しを貼る。個人番号カード、通知カードの写しが提出できない場合は個人番号が記載された住民票を台紙と併せて提出する。その場合、親権者分のみを提出する。（住民票は台紙には貼り付けない）	●		●	
生活保護受給証明書	受給者証ではなく福祉事務所等で発行された証明書。令和8年4月1日以降発行されたもの。		●		
課税証明書に記載がない 海外収入を証明する書類	親権者が外国で働いていて個人番号カードの写しが提出できない場合、また前年度に海外在住歴があり個人番号で所得の確認ができない場合等、別途所得を証明する書類が必要。提出書類が外国語で記載されている場合、翻訳をして提出。			○	
誓約書（海外）学事課様式	親権者に海外在住歴がある場合、すべての収入を証明していることの誓約書の提出が必要。（用紙は学校の事務室にあります。必要な場合は取りにきてください。）			○	
理由書（任意様式）	住民票等の提出書類をやむを得ない理由（DV等）により提出できない場合に提出。理由書には申請者が学費を負担していること及び書類が提出できない理由を具体的に明記すること。単に離婚調停中であることのみでは十分な理由と認められない。	○	○	○	

※Ⅰ Ⅰ年生で「奨学のための給付金」の早期給付を申請された場合、本書類は学事課に提出済のため不要です。
また、DV等により個人番号の提供が難しい場合は令和8年度の課税証明書の提出でも可とする。（理由書も併せて提出）

補助区分 家計急変世帯はこちら

書 類 名	補 足 事 項 － 必ずお読みください －	失職等	死亡	離婚	被災
意向確認書 兼 申請調書		●	●	●	●
世帯全員の住民票	世帯全員分（続柄あり・マイナンバーなしのもの） ・令和8年4月以降に発行されているもの ・外国籍の場合、国籍・在留資格等の区分の記載があるもの ・保護者が県外に単身赴任の場合、住民票の余白に「単身赴任」と記入する。単身赴任の保護者の住民票は提出不要。	●	●	●	●
親権者全員分の令和8年度の課税証明書	失職の場合、家計急変発生日の前年の所得が分かる課税証明書も併せて提出する 例）令和6年3月失職→令和6年度及び令和8年度の課税証明書を提出	●	●	●	
誓約書（離婚）学事課様式	離婚により元配偶者の協力が得られず、親権者全員の課税証明書が提出できない場合に提出。（用紙は学校の事務室にあります。必要な場合は取りにきてください。）ただし、家計急変前の期間については、補助区分が判定できなければ補助対象外となる。			○	
戸籍全部事項証明	死亡日・離婚日および親権者が確認できるもの		●	●	
失職等を証明する書類	・公共職業安定所が発行する「雇用保険受給資格者証」第Ⅰ面～第4面（最新の状況） ・自営業の場合、県税事務所に提出する「事業廃業報告書」等 ・休職の場合勤務先から発行された休職証明書や休職辞令 等（保護者氏名・保護者が休職していること・休職理由・休職した日及び期間・給与が停止していること が確認できる事）	●			
罹災証明書	市町村長（消防署長）の発行する証明				●

家計急変とは

※家計急変で申請をする方はご自身が要件に該当しているか再度ご確認ください。

	対象事由	収入要件	事由発生対象期間
失職	前年の所得が多い方の保護者に失職や休職が発生していること ・自己都合退職 ・会社都合退職 ・病気による休職(無給) 【家計急変の対象外となる例】 定年退職・懲戒解雇 有期雇用契約の満了(雇止め等) 早期退職優遇制度・産休	前年の所得が少ない方の保護者の前年 年収が約590万円未満相当	(1年生) 令和6年1月2日～令和8年12月31日 (2,3年生) 令和8年1月1日～令和8年12月31日
死亡	前年の所得が多い方の保護者が死亡していること	前年の所得が少ない方の保護者の前年 年収が約720万円未満相当	令和8年1月1日～令和8年12月31日
離婚	前年の所得が多い方の保護者が離婚により保護者でなくなっていること ・共同親権を選択している場合、原則「離婚」として扱わない	前年の所得が少ない方の保護者の前年 年収が約720万円未満相当	令和8年1月1日～令和8年12月31日
被災	保護者が被災に見舞われていること	前年の世帯年収約720万円未満相当	令和8年1月1日～令和8年12月31日

【2年生・3年生の方はこちらもご確認ください】

※基準①の区分に該当する2、3年生の場合、基準①・家計急変のどちらに認定されても補助額が変わらないため基準①の区分で申請をしてください。

【武蔵越生高等学校版】

入学金	223,000円(1年生のみ)		100,000円(1年生のみ)	
施設費等 ・施設維持費 ・冷暖房費 ・施設費(1年生のみ)	1年生 226,800円	1年生 200,000円		
	2年生 106,800円	2年生 106,800円		
	3年生 96,000円	3年生 96,000円		
補助区分	生活保護・家計急変	基準①	基準②	対象外
	(目安年収)	約500万円	約609万円～	



マイナンバーの提供に御協力をお願いします

社会保障・税・災害対策分野の行政手続において、マイナンバー（個人番号）が利用されています。

父母負担軽減事業補助金等の審査に当たっては、地方税情報・生活保護情報の照会のため、マイナンバーを提供していただく必要がありますので、御協力をお願いします。

■ マイナンバーを利用する事務

提供いただきましたマイナンバー及び関係書類は、以下の事務に係る審査以外の目的では使用せず、必要な安全管理措置を講じて取り扱います。

- 父母負担軽減事業補助金・・・授業料・施設費等納付金・入学金に対する補助金です。
- 奨学のための給付金・・・授業料以外の教育費に対する補助金です。
- 高等学校等就学支援金・・・授業料に対する補助金です。
- 高校生等・新修学支援・・・就学支援金の対象外となる外国籍の生徒向けの授業料に対する補助金です。
- 学び直し支援金・・・高校等に再入学した方の授業料に対する補助金です。

■ マイナンバー提供の際の本人確認

マイナンバー提供の際は、「対面」で書類を提出する場合は本人確認書類の提出は不要ですが、「郵送」で書類を提出する場合は本人確認書類の提出が必要になります。

（詳細は裏面の「■ 提出書類」を御参照ください。）

■ 個人番号カード・通知カードについて

マイナンバー制度では、個人番号カードが取り扱われます。

なお、令和2年5月に廃止された通知カードについても、経過措置として取り扱いができることがあります。

個人番号カード

マイナンバーが記載されている裏面の写しを「個人番号カード（写）等貼付台紙」に貼り付けて提出いただきます。



『個人番号カード（表面）』イメージ



『個人番号カード（裏面）』イメージ

通知カード

マイナンバーが記載されている表面の写しを「個人番号カード（写）等貼付台紙」に貼り付けて提出いただきます。

※氏名・住所等に変更があった場合、変更手続を行っていないものは有効な書類として認められませんのでご注意ください。



『通知カード（表面）』イメージ

■ その他 注意事項

マイナンバーの利用に関する記録は、これに関わる各主体により記録・保存されます。また、DV・虐待等の被害を受けて避難されている方については、その所在地につながる情報（所在の都道府県名又は市町村名）を秘匿することが可能ですので、希望される方は、申請・届出に際してその旨を通学先の学校にお申出ください。なお、お申出いただいた情報は、マイナンバー制度において上記情報を秘匿する措置をとるためにのみ使用します。



マイナンバーの提供に係る提出書類は、裏面を御参照ください。

■ 提出書類

① 個人番号カード（写）等貼付台紙

必要事項を記入の上、保護者等の個人番号カード（裏面）又は通知カード（表面）の写しを貼り付けるか、個人番号が記載された住民票を併せて提出してください。

- ・ 住所、氏名等に変更があった場合で、通知カードの変更手続きを行っていないもの及び個人番号通知書は有効な書類として認められません。
- ・ 住民票は、個人番号カード（写）等貼付台紙へは貼り付けないでください。
- ・ 住民票は世帯全員のものではなく、保護者等のみが記載されたものを提出してください。（世帯全員の住民票を取得した場合は、住民票を切り取ったりはせず、保護者等以外の個人番号を黒塗りしてください。）

② （郵送で書類を提出する場合のみ）保護者等全員分の本人確認書類

以下の書類等の写しを提出してください。

※ 対面で書類を提出する場合は、本人確認書類の提出は不要です。

※ 本人確認書類は、個人番号カード（写）等貼付台紙へは貼り付けないでください。

個人番号カードをお持ちの方

個人番号カードの表面



個人番号カードをお持ちでない方

【以下のうち、いずれか1点】

- ☐ 運転免許証
- ☐ 運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のもの）
- ☐ 旅券（パスポート）
- ☐ 身体障害者手帳
- ☐ 精神障害者保健福祉手帳
- ☐ 療育手帳
- ☐ 在留カード
- ☐ 特別永住者証明書
- ☐ 顔写真付き学生証・身分証明書・社員証・資格証明書など
（氏名＋住所又は氏名＋生年月日が確認できるもの）

【上記の提出が困難な場合、以下のうち、いずれか2点】

- ☐ 公的医療保険の資格確認書（※）
- ☐ 児童扶養手当証書
- ☐ 特別児童扶養手当証書
- ☐ 国民年金手帳
- ☐ 生活保護受給者証
- ☐ 学生証・身分証明書・社員証・資格証明書・公的書類など
（氏名＋住所又は氏名＋生年月日が確認できるもの）

※ 資格確認書の写しを提出する場合、被保険者等記号・番号等が判別できないよう黒塗りするなど処理をお願いいたします。

■ お問合わせ先

- ・ 申請に関するお問合わせ：通学先の学校
- ・ 制度に関するお問合わせ：埼玉県総務部学事課「学費軽減ヘルプデスク」
048-830-2725（平日：午前8:30～午後5:15）